

文化審議会 国語分科会 日本語教育小委員会

認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第5回）

議事録

令和5年11月10日
15時00分～17時00分
WEB会議

[出席者]

(委員) 伊東委員、大日向委員、佐々木委員、仙田委員、戸田委員、長山委員、西村委員、古川委員（計8名）

(文化庁) 小林日本語教育推進室長、伊藤文化庁国語課長補佐、増田日本語教育調査官、
齊藤日本語教育調査官 ほか関係官

[配布資料]

- 1 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第4回）
議事録（案）
- 2 認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（案）

[参考資料]

- 1 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
施行規則（案）
- 2 認定日本語教育機関認定基準（案）
- 3 認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（案）
- 4 認定日本語教育機関の審査における確認事項（案）
- 5 認定日本語教育機関実地視察規程（案）
- 6 認定日本語教育機関の教育課程編成のための指針案に関する意見募集の結果について
- 7 認定日本語教育機関説明資料
- 8 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する
法律（条文）
- 9 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 議事（１）について、認定日本語教育機関の認定基準等についての検討を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

○戸田座長

定刻となりましたので、ただいまから第５回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になれることを御承知おきください。

議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

本日、委員総数８名に対し８名御出席いただいております。したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。配布資料は、資料２点、参考資料９点です。配布資料１の「前回議事録（案）」を除いて、いずれも文化庁ホームページに掲載しております。以上です。

○戸田座長

議事に入る前に、配布資料１「前回の議事録（案）」については、御出席いただいた委員の皆様へ御確認いただき、修正の箇所がありましたら、１週間後の１１月１７日金曜日までに事務局まで御提出をお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定は私、座長に一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○戸田座長

次は、議事（１）認定日本語教育機関の認定基準等についてです。まずは資料２について事務局より説明をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、まず資料2の説明でございます。最初に位置づけに関しまして簡単に説明させていただきます。今、御覧いただいている資料2でありますけれども、前回のワーキンググループのとき、恐らくパワーポイント様式でなっていたところから、現在実際にこういう形で定まるという形の形式をまず直させていただいたところでもあります。

指針の、実際に今後これがどのように使われるかということに関しまして、まずこの指針に関しては、恐らく実際に教育課程を組んでいただくこととなります日本語教育機関の方たちに向けたものとなりますので、その冒頭のところはさらっと書いておるといふことであります。ただ実際には、これはまた今後、私たちのほうも申請のいろんなマニュアルであるとか、通知であるとか、いろんなどころの説明を行っていくわけでありまして、実際にこうした指針の内容に基づいたことで教育課程、実際にその日本語教育機関の認定を来年度からは行っていくことになるわけです。

こうした指針に基づいて認定のための審査を行っていくというところは、それはまたそのような性格を持っておりますので、この部分は口頭のような形で補足はさせていただきましたが、位置づけとしては、まさに指針としては、まず学校の方に向けてのもの、そして裏の性格としては、そうした審査のときの指針にもなってくるということがあるということをお最初に申し上げさせていただきます。

それで資料の説明は、またこの後、調査官からさせていただきます。

○齊藤日本語教育調査官

では、資料の内容について御説明します。資料の内容につきましては、これまでの日本語教育小委員会、ワーキンググループでの御議論と意見募集でいただいた御意見を基に内容を検討しまして、修正の案としてお示ししているものになります。赤字で修正を加えている箇所を示しておりますので、主にその点について説明いたします。

まず、本指針の目的、考え方、1ページ目のところですけれども、言葉の説明が足りなかったところを主に足しているというところ。それから一部、内容、表現を調整するというところで修正を加えております。

2ページ目の留意点でございます。こちら表現等の見直しも行いながら内容を補足しております。まず二つ目の丸です。本指針で共通の事項を示すとしておりますけれども、こちらでは、認定日本語教育機関が実施する「教育内容」としていたところ、「個別の言語

要素を規定するためのものではない」と変更をしております。

さらに、「機関が自ら掲げる教育理念、教育課程の目的や目標に基づいて、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施し」というところで言葉を足しております。さらに下から3行目になりますけれども、教育の実施に当たって、学習者（生徒）の受入れに当たって、適切に選考を行うということも追加をしております。

三つ目の丸ですが、こちらは今回追加をしております。教育課程の編成、それから教育内容の実施に当たって、「教員及び学習者（生徒）の負担に配慮をして、過度に負担を強いるような教育内容にならないよう留意する」ということを追加しました。それから四つ目ですけれども、教育課程の実施状況を点検、評価し、見直しや改善を図るということも追記をしております。

3ページ目です。分野の考え方につきまして、改めてこちらで追加をして記載をしております。留学、就労、生活の分野に関する考え方をこちらで示しております。

4ページ目です。一部言葉、表現が足りなかったところを足す等の修正を加えております。三つ目の丸のところの課程の名称の例示ですけれども、これまでは、パワーポイントでお示してきた段階では、分かりやすくお示するというで例を示しましたが、こちらは編成のための指針の位置づけというところを鑑みまして、別のところ、手引等で説明をするということで、一旦外しております。

(2)の一番下の丸ですけれども、五つの言語活動において、それぞれの到達レベルが異なる場合の考え方、こちらに記載しておりましたけれども、最後の2行、到達レベルのうち最も低いものを基準として設定するというところを修正しております。考え方としては、それぞれの課程の設置目的、主たる対象となる学習者の背景等を勘案しまして、総合的に設定すると修正をしております。

5ページ目です。休業期間・学習時間の内容の変更は特にはございませんが、一部文言を追加して修正をしております。そして、五つ目の丸ですけれども、漢字指導について明記をしておりますので、改めてこちらで追記をしております。(4)のレベル設定につきましても、一部御説明が不足していたところ、レベルの名称を問わないというところを追加しております。

6ページ目です。こちらにも説明が不足していたと思われる部分について、修正を行っております。(5)番の学習内容の一つ目ですけれども、方略ストラテジーについての説明を改めてこちらで修正をしております。

7ページは、特に大きな修正はございません。

8ページ目です。こちらは文言の調整ということで、何か所か言葉、説明を足しております。

学習成果の評価に関することとして、9ページ目になるんですけれども、成績についての考え方ということで、今回改めて追加をしております。成績の判定についても透明性が求められるということと、学習成果の評価の内容と成績の判定の関連性、評価の方法や評価基準について適切に定めて、それらが学習者（生徒）に明確に示されていることが求められるということで追加をしました。

(9)の修了要件につきましても、一部文言を足しております。就労分野につきまして、教育課程編成の考え方のところで、グローバル人材の育成への視点ということで、追加の文言を盛り込みました。

10ページです。こちらも文言の調整などをしておりますけれども、上から三つ目の丸ですが、これまで個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程と示しておりましたけれども、こちらが、文言の説明の整理ということで、特別の日本語教育課程という文言が追加されております。

11ページです。こちらも先ほど留学分野で説明いたしました内容と同じ内容の修正を行っております。12ページ、13ページは言葉の調整です。生活分野ですけれども、こちらは15ページ、先ほど就労分野で御説明しました、認定を受けた課程の一部の履修に関するところの説明の調整をしております。16ページ、学習の内容につきましては、留学、就労と同じように文言の追加の修正をしております。18ページ、教育課程の修了要件につきましても、一部説明が不足していた部分を追加し、不要な部分を削除いたしました。主な変更箇所は、以上でございます。

○戸田座長

それでは、ただいまの事務局の説明について御質問、御意見のある方は挙手、又は挙手ボタンを押してお願いいたします。

特に、ページを何ページまでということは区切らずに御発言いただければと思います。

○齊藤日本語教育調査官

戸田座長、失礼いたしました。資料の説明が1点漏れておりまして、参考資料6です。

失礼いたしました。

○戸田座長

そうですね。それでは事務局、お願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

長山委員、仙田委員、先に説明をさせていただきます。

参考資料6につきましては、意見募集の結果と、その文化庁の対応、考えをまとめたものでございます。今回、10月17日まで行った意見募集ですけれども、合計126件の御意見をいただきました。多くの御意見をお寄せくださり、ありがとうございました。内容につきまして、主な御意見ということで取り上げさせていただいております。

まず、全体に関する御意見としまして幾つかございました。教育の画一化ですとか、現場の負担を懸念される御意見、柔軟な対応ができなくなるのではないかとといった御意見がございました。教育の水準を担保するための一定の基準は設けるものでございますけれども、運用に関しましては、認定基準に基づく運用ということで考えております。

それから次のページですけれども、分野に関する事、それから教育課程の編成の考え方に関する御意見をいただきましたので、それぞれこちらにまとめさせていただいております。課程の到達目標、到達レベルに関する事としましては、留学分野の、先ほど説明させていただきましたけれども、設定の考え方に関する御指摘がありました。こちらの御指摘を踏まえ、先ほど説明したような修正となっております。

次のページです。修業期間、学習時間に関する事、学習の内容に関する事等で、主な御意見がこちらとなっております。課程のレベル設定等に関して、名称等で柔軟な対応が難しくなるのではないかとといった御意見がありましたけれども、認定基準において、教育課程の修業期間を設けるということは不可欠ですが、運用においては、学習者（生徒）の進路変更や中途退学を制限するものではないということを改めてこちらで示させていただいております。

次のページは、学習成果の評価に関する事、その他の主な御意見ということで、教員の育成であるとか、参照枠についての理解を深める機会の確保が必要ということで御意見をいただきました。以上でございます。

○戸田座長

失礼いたしました。それでは長山委員、お願いいたします。

○長山委員

幾つかあるのですけれども、一番大きなところを先に申し上げたいと思います。今御説明いただいた資料の10ページの丸がついている上から三つ目のところ、「認定基準第23条に基づく」というところで、指針のほうの10ページになります。ここで特別の教育課程ということで、認定教育課程を個々の学習者のニーズに応じて、一部を履修することが可能です。その一部履修した課程を特別の課程という呼び方にして、その後も特別の課程というのがいろんなところに出てきますけれども、こういう区別の仕方が必要なのかどうかというところで疑問に感じますので、発言をさせていただきました。

A1からB1まで350時間の認定課程を教育機関として設けなければいけない、それはそれでいいと思うのです。その履修の仕方として、350時間まとめて履修しなければいけないのかというと、生活の場合も就労の場合も、まずそんなことはあり得ない。それぞれの学習者の背景から言うと、そんなにまとまった時間が取れるわけではないからです。そうすると、現実的に提供するのには、認定教育課程を部分的に提供していくということが、もうそれが就労の日本語教育機関の在り方であり、生活の日本語教育機関の在り方であると思います。

そうすると、それを特別な課程という言い方をするのがおかしいと思うのです。ですので、課程として別です、特別な課程が別にあるのですということではなくて、認定教育課程は、あくまで350時間のA1からB1までのものがあるのです。その課程の受け方として部分履修が可能だという言い方にしてしまえば、何か別の課程を作ってそこに名前を、特別の何とかみたいな形で書くという必要性がなくなるのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきました。

○戸田座長

このことについて、ほかの委員の方はいかがでしょうか。今の長山委員の御発言について。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

仙田でございます。生活の分野に関しても同じようなことが言えると思います。かなりまとまった時間で履修というか学習することは、生活分野の場合、非常に困難であるという現状の中、実際に提供されるコースは時間が限られていると。そういった履修が可能だということで今回、認定の仕組みを考えていただいているわけですが、そのことに対して、どうしても特別の日本語教育課程という名称が必要なのかどうかというところについて御確認をさせていただきたいと思った次第です。

○戸田座長

ほかに、この特別の教育課程に関する御意見はよろしいでしょうか。事務局から何か補足がございますか。

○伊藤課長補佐

事務局です。そうすると、お二人とも、切り出して特別に名称を何か付けるというよりも、単純に認定を受けた課程の一部を履修させる場合はとか、そのような形で記述するのが、よりいいのではないのかということでもよろしいでしょうか。お二人の意見としてはそういうことだと。

○長山委員

はい、そうです。逆に、教育機関としては、ちゃんとその幅を持った時間数のものをきちんと準備できます、リクエストがあればそれを提供できますと言った方が、質の担保にはなるのではないかと思います。ただし、それが一般的な課程かということ、そんなことはなくて、50時間、あるいは20時間、あるいは100時間という形で切り出して提供していくというような形になるので、課程としては認定教育機関として持っていなさい、ただし、それをまとめて履修しなければならないかということではなくて、それは当然個々のニーズがあるわけだから、部分履修も可能ですよという言い方にしてしまった方が、誤解がないのかと思います。

○伊藤課長補佐

一字一句の精査はまた事務的にさせていただければと思いますけれども、そうすると例えば10ページのところで言いますと、今の御意見を踏まえてこの場で考えたとする、

認定基準23条に基づいて個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修させる場合にはとか、そのような言い方であれば、御趣旨に沿った形で修正できるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○長山委員

そうだと思います。それで飛んでしまいますけれども、基準案の23条、もともとの規定のほうで見ていきますと、当該生徒の目的及び日本語能力に応じた指導を行う場合には、20条第5項にかかわらず、教育課程を編成することができるというような言い方でもいいのかと思います。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。指針のほうで、今こちらから申し上げたような趣旨の記述にするということ是可以できると思うのですが、認定基準は省令になりますが、法令で課程を個々の学生なり生徒なりに合わせて、一部を切り出して履修させる場合の呼び名というのが、これは教育法規の中で、この「特別の課程」とか「特別の教育課程」と呼ぶことがもう確立されているものなので、申し訳ないですけど、認定基準上の書き方としてはこの書き方をさせていただきたいと思っております。

ただ運用していくに当たって、我々が説明を対外的にしたり、その他の指針等の文章で使うときには、これが何か特別な課程というのは何か別物であるかのような言い方はしないという運用をさせていただくということにさせていただければと思っております。

○長山委員

以前、伊東先生からも御発言があったかと思いますが、当該生徒の目的及び日本語能力に応じた特別の指導という言い方、これはどう考えても誤解を生むのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

誤解というのはどういった誤解を生み得るという意味でしょうか。

○長山委員

学習者の背景に応じて、教育課程そのものが何か特別な配慮をしなければいけないとかということではないですよ。認定課程と同じものを提供するのですが、その提供の仕方が違うだけであって、特別な指導というと、また学習力であったりだとか、そういったものに応じて何か特別な配慮をするというようなニュアンスが出てしまうような気がするのですが、違いますか。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。ここで言っているのは、まさに認定を受けた課程の一部を提供する。「かかわらず」という記述がありますけど、第20条5項、それから前条なので、22条の第3項と書いてありまして、これは、要は何を言っているかということ、修業期間であったりとか、それから22条第3項というのは、五つの言語活動を盛り込んでくださいということを指しています。

なので具体的には、修業期間の一部ですとか、あとは課程として組んだ科目として五つの言語活動を入れていただくということが規定されているわけですが、その一部を提供するとか、そういう内容であったり、期間の一部を提供するということ指してここで特別な指導ということを書かせていただいているので。教育課程でもともとあるもの以外を付加するとか、そこを変えてしまうということは意図した規定ではございませんので、そこはするように条文上、そこは明確であるということが説明できるかと思っております。

○戸田座長

いかがでしょうか。長山委員。

○長山委員

申し訳ありません。ここであまり時間を取ってもあれだと思っておりますけれども。この文言だけを素直に読むと、あまり一般的には理解し難いというのは、率直には、申し訳ないですが、思います。ただ、それでどうしてもというと、ここでひたすら議論する話でもないかとは思いますが、一旦は了承いたしました。

○戸田座長

仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

ありがとうございます。今の御議論のところに関わることですけれども、認定基準案のほうで、そうした形で特別の日本語教育課程という名称を残さざるを得ないとすれば、逆に指針のほうに、そういったものに対応する文言というか名称がないというのも、逆に分かりにくいのかという気もしております。法令上の規定とは別に、今、長山委員がおっしゃったような、誤解を生まないための何か工夫、名称の工夫といったようなものも併せて御検討いただけるといいのではないかと思います。以上です。

○戸田座長

ありがとうございます。特別の日本語教育課程という文言を聞きますと、特別というようにどうしても受け取ってしまうのと、年少者教育も、特別の教育課程というような言葉も使って誤解を産んだりしないのかというところが非常に心配になりますので、検討していただくようお願いいたします。

それでは、引き続き御意見をお願いいたします。では西村委員、仙田委員の順番でお願いいたします。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

西村でございます。資料2の、これは2ページでしょうか、に「個別の言語要素」という言い回しが出てくるかと思います。「個別の言語要素」、二つ目の丸ですね。

○齊藤日本語教育調査官

二つ目の丸の2行目ですね。

○西村委員

失礼いたしました。個別の言語要素を規定するものではないと書いてあるんですけど、ここで指していられる「個別の言語要素」というのはどのようなものなのか確認したいと思います。事務局から御説明いただければありがたいです。

○齊藤日本語教育調査官

ありがとうございます。教育内容という言葉を変えて点検したときに、分かりにくいのではないかと、少し考えたということがありまして、一つ一つの例えば語彙であるとか、文法項目の一つ一つを規定するためのものではないということを説明したいという意図で、「個別の言語要素」と文言を書き換えた次第です。もし、これが適切ではない、むしろ分かりにくいということがありましたら御意見いただければと思います。

○西村委員

ありがとうございます。今のご説明で何となくイメージは湧いたのですが、言語要素と言ってしまうと、今の説明とマッチしないかという印象を受けました。例えば指導項目とかという文言だったら、委員の皆様、いかがでしょうか。また、この場合、指導する中身だけではなく、指導の方法も含まれるのかと思ったりもしましたので、例えば「指導項目や指導方法を規定するためのものではない」というような言い回しも御検討いただけたらと感じました。

あと、2点あります。もう一つは、今のページの一つ下の丸、三つ目の丸のところに、「学習者（生徒）の負担に配慮し、過度に負担を強いるような教育内容にならないように留意する」とあるのですが、ここで言う「過度の負担」とは例えばどのようなことをイメージしていらっしゃるのか、共有したいと思いましたが、いかがでしょうか。

○齊藤日本語教育調査官

ありがとうございます。例えば学習時間を組み立てる、計画するような場合に、例えば休み時間が短過ぎるであるとか、1日当たりの授業時間数のバランスが負担を強いるような長時間にわたるものであるとかといったことを考えております。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。そうであればそのとおりだと思いますので、そのように物理的に負担を強いるようなものにならないということによろしいかと思えます。教育内容が、ある人にとっては簡単だけど、ある人にとっては難しい。そういう意味で難しい部分を負担と捉えてしまうと、なかなか規定することは難しいと思えますので、そういう意味では、今おっしゃっている答えが分かりやすいかと思いました。

確かに1日に勉強するコマ数みたいなものも、学校によって様々あるかと思うのです

が、あまり多くあるのもどうかと思いますので、その辺りも踏まえて、今の説明で納得いたしました。

それからあともう一つ、3ページのところで、先ほど意見募集での御意見の部分を踏まえてお話しになっていたところと関連するかどうかと思うのですが、ここで分野の考え方というのがあるのですが、この中に、もし可能であれば、学習中に学習者の進路が変わっていく、例えば生活の分野で学んでいた人が進学をしたいと考えようになった場合、その場合は、あまり留学のところに移るということではないのかもしれませんが、留学から就労とか、そのように分野をまたがって学習者の目標、進路が変わっていくことはよくあることですので、そういったものを決して妨げるわけではないというような内容を加えたり、あるいは、どの分野、機関で学習するかということが、在留資格で規定されるわけではないと私は理解していますけれども、そういうことであればその点も、ここで触れていただいた方が、誤解が少なくていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○齊藤日本語教育調査官

こちらで検討させていただきます。

○西村委員

以上です。

○戸田座長

それでは仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

続けて失礼いたします。18ページの(9)教育課程の修了要件のところですが、一つ目の丸の2行目のところで、見え消しがされていますけれども、「認定を受けた課程の一部で」というところです。この意味は、特別の課程一つごとには修了証というような形のものを出せないと理解してよろしいですか。質問です。

○伊藤課長補佐

そのようなことではなくて、特別の課程というかどうかはあれですけども、その一部履修した方に対しても修了証を出していただくことができるのですが、これは、なので特別の課程も別に、もともとは特別の課程と書かせいただいていたので、特別な課程も含めて教育課程であることに変わりないので、わざわざ別に書く必要がないということで消させていただいたものだったのですが。

先ほどの御意見で、一部履修という状態を指して書くことになるすると、逆に何か書いておかないと、もしかしたら今の御指摘のような疑問が湧いてしまうかもしれないので、10ページのほうを修正したことによって新たな疑問が湧きかねないので、その10ページの修正に合わせて分かりやすい形に、こちらも考えを合わせて修正をさせていただきます。

○仙田委員

私もその辺りのことが気になりましたので。でも今の御回答で理解できました。ありがとうございます。

○戸田座長

それでは古川委員、お願いいたします。

○古川委員

古川です。よろしく申し上げます。全部で3点あるのですけれども、1点目が、先ほども西村委員が触れていただいた、この3ページの分野の考え方のところ、ビザとは関係がないというようなところとかを入れるのであれば、何か項目立てとして5とあってもいいのかと思ったのですが、結局、3分野にまたがりますよ、でも教育内容を盛り込むことは妨げないですよというようなところで、何となく5を立てるというような、そこまでの大きな内容でもないのかと思ったので。

それであれば、6と6-1の間とかにもう入れてしまって、結局、分野の考え方として一つあることによって、一体これは何が言いたいのだろうというのがよく分からないというか、そこまで大きく書くことかと思ったので、6と6-1の間に入れるか、もしくは先ほど西村委員がおっしゃったように、もうちょっと内容を、例えばこれはビザによって分けるものではないのですよというところとかを、うまく言えない、その項目としてしっか

り立てるのであれば、もうちょっと内容を盛り込んでもらえるといいかと思いました。

あとは次に5ページですけれども、漢字の学習についてというところで、修業時間と学習時間というところの内容で、言わんとしていることはすごくよく分かるのですけれども、時間数に関するところなので、どちらかというと、漢字の学習という内容のほうなのかと思ったので、入れるのであれば、6ページの学習内容の1のほうの日本語学習とか、そういったところに盛り込む方が、項目として入れる場所がいいのかと思ったのですけれども。でも、日本語能力のところともまた毛色が少し違ってくるので、僕も今どっちを入れる方がいいかと思っていますけれども。一回御検討いただいてもいいかと思いました。

あとは、最後に9ページのところですけれども、教育課程の修了要件のところも気になっていたところで、認定基準を満たした上でというところが、これは教育課程の認定基準を満たした上でと追加されているところが何かよく分からなくて。認定基準を満たした上でというのが、教育課程の認定の基準を満たした上で、という意味なのか。一定の基準を満たしたという、その下の部分とまた重なってくるので、よく分からないような形になっているので、もうちょっと分かりやすくといえますか。

そもそも教育課程の修了要件とは、この認定基準を満たしたところの教育課程の中での修了要件になってくるはずなので、その文言はなくてもいいのではないかと思った次第です。

というのと、あと一定の基準を満たしたというところが、例えば90%の出席率とか、もうちょっと具体的に基準としてあるのであれば明記するべきかと思えますし、機関によってもう決めていいというような話になってくると、何か基準みたいなものは、一定の基準を満たしたという、その基準がそもそも何なのかというところがあるので、もうちょっとここは具体的に明記した方がいいのかと思いました。

○戸田座長

事務局では、今の在留資格の点について何か、先ほど西村委員からの御意見もありましたけれども、ございますか。

○齊藤日本語教育調査官

先ほどの西村委員の5、分野の考え方について、西村委員と古川委員から御意見いただいた箇所につきましては、こちらで検討させていただきたいと思います。

○戸田座長

それから、古川委員の御指摘の点、文字教育のところですけども、両方とも大切かと思うのです。時間の設定も大事かと思えますし、内容についても大事かと思うので、その点も検討いただければと思います。

そして9ページの修了要件については、事務局はいかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

ここをわざわざ足させていただいていたのは、認定基準上にも一応修了要件についての規定がありますよということを注意喚起した方がいいかと思ったのですが、古川先生のおっしゃるとおり、それは、認定基準は満たしているのが当然だというのは御指摘のとおりなので、確かに修了要件のところだけわざわざ認定基準を満たしてと書くと、ほかは満たさなくていいのかという話ではないので、言われてみれば不要かと思いました。削除する方向で考えようと思います。

○戸田座長

それでは長山委員、大日向委員の順番でお願いいたします。

○長山委員

先ほどの仙田委員がおっしゃっていた、切り出した場合の修了要件のところですけども、多分切り出して、部分履修をした場合においても、当然のことながら、しっかり修了要件も定めるわけですし、評価もするわけですので、むしろそういう書き方をした方がいいのではないかと。切り出して部分的にやるから、ちゃんと修了要件は定めないとか、評価は中途半端だよ、などとならないようにした方がむしろいいのかと思いました。

私からのコメントのところは、10ページの学習時間記載、これは就労が10ページで、生活にも同じように書かれていますけれども、留学は760時間という、まとまった書き方なわけですけども、就労と生活だけA1が何時間、A2が何時間という形で、3段階でそれぞれが書かれているのが、何となく、改めて違和感があると思って。別に、認定日本語教育機関として、A1からB1まで350時間分のカリキュラムをきちんと持っているかという点で十分じゃないのかと。

なぜならば、最後の言語活動ごとの目標のところにも出てきますけれども、あくまでこれは目安であって、ここまできっちり何時間以上という言い方をすべきものでもないのか。個々にそのニーズに合わせて作っていったときに、言語活動ごとの力点の置き方も、それは違って来るだろうというところを認めているわけですから、ここが、ガチガチ感が強い感じがすると思った次第です。

○戸田座長

これについては事務局、いかがですか。350時間をきっちりと、というような書き方になっているのではないかということですが。

○伊藤課長補佐

確かに非常に、御質問いただいてみて、分かりづらいかもしいないと思ったのが、これは認定基準から引っ張ってきて書かれているわけですが、認定基準で言っているのは、つまり認定を受ける課程の時間設定のことを言っていて、今、長山先生がおっしゃった、その更に一部を取る人たちのことを別に、ここでというか、今ここで説明しているのは、その一部取り出した、特別な課程と最初呼んでいたものについてのことについて言っているわけではないので、その人たちまで、この時間が必ず当てはまるかのように確かに読めると、それは誤解を招くということがありますので、その誤解が生じないように、少なくとも認定基準に定まっていれば、指針では不要ではないかということも含めて検討させていただきます。

○戸田座長

それでは大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

私から2点確認と御説明いただきたいところがあるのですが、1点目は2ページ目の二つ目の丸です。二つ目の丸で、能力という記述があったのですが。

○齊藤日本語教育調査官

下から2行目でしょうか。

○大日向委員

はい、2ページの、受け入れるときの、そこですね。二つ目の丸の下のほうに、「どのような能力の学習者」という、この能力という書き方について確認したいと思います。これまでは日本語能力という書き方だったような気がするのですが、ここでは能力と記述されています。この能力というのは何を指しているかを教えていただければと思います。それが1点目です。

○戸田座長

では、まずその点について事務局より説明をお願いしますか。

○齊藤日本語教育調査官

今、大日向委員が御指摘くださった部分に関しては、これまでなかったものを今回追加したものでございます。指針のほうでは取り上げていなかったものを、受入れに当たっての適切な対応を求めるということで改めて追加したのですけれども、確かにこちらは日本語能力と言いたかった部分でありますので、修正をしたいと思います。

○大日向委員

では日本語能力ということですね。分かりました。

それから、もう1点よろしいでしょうか。もう1点が、これは先ほど来から話されている、分野の考え方というところについてです。これについては、私の理解を整理するために発言させていただくのですけれども、最初のところに、留学生、就労者の言語活動の内容は、分野ごとに異なり、横断するものではないという考え方に立脚しているというところから始まっています。私自身がうまく理解できないのですが。

例えば留学分野で申し上げますと、来日直後から日本語教育を始めるわけですから、当然、生活者としてもゼロレベルから始まるということで、当然ガイダンスとか生活指導などで生活についての指導は行いますが、同時に授業の中でも、日常生活で必要となるような活動、例えば病院で診察を受けるだとか、銀行や役所で申請するとか、いろいろあるのですが、そういったものも、そういう場面を通じて日本語を教えるわけですね。

私としては、留学生にとっては不可欠な内容であるかと思うのですが、その「分野ごとに異なり、横断するものでない」という考え方というのが、私自身が理解できてないのかもしれないので、その辺について御説明いただけますか。

○戸田座長

お願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

ありがとうございます。まず、分野ごとに異なるというところですが、確かに分野が、留学生にとっては一部生活の場面であるなど、分野の重なりはあるとは思いますが。ただ、同じ、例えば文法の一つの項目でも、使う分野によって場面が違うというところに着目をしているということになるのですけれども……。

○大日向委員

もう少し説明していただけますか。

○齊藤日本語教育調査官

繰返しになってしまうのですが、同じ文法の、一つのある文法の項目があったとしても、例えば分野によって、場面が異なるなど、どのように使うかということが異なるということがありますので、そういったことを考えて言語活動の内容は分野ごとに異なると考えているということです。

○大日向委員

分かりました。ありがとうございます。私自身、もう少し考えて整理してみます。

○齊藤日本語教育調査官

少し説明を加えさせていただきますか。

○戸田座長

それでは説明を加えるということで。

○松井日本語教育調査官

先ほどの説明について少し補足で説明させていただきます。こちらにつきましては、大本のアイデアは、CEFRで言うところの領域という発想が下敷きにありまして、おっしゃるとおり、留学分野の日本語教育においても、一部生活であったりというところの日本語指導が行われるというのは当然そのようなことだと思いますけども、留学という分野そのものの目標というのは、それは進学であるという前提に立ってやっていただくというところの位置づけでございます。

その周近的な、あるいは生活ガイダンス的なところで、生活であるとかという部分は当然入るのですが、そのボリュームゾーンというか主眼とする目的で、きちんと、先ほどの齊藤調査官から説明があったとおり、個別の文法、同じような文法項目であっても、それが表出される表現というのは変わってくるであろうというところ、そこをきちんと押さえて、その分野に合った教育課程を編成していただきたいと、そういったところになるかと思えます。

あるいは、留学において就職を目的とするのであれば、ある意味、就職準備というものは一部入るのですが、そこはあくまでも留学という位置づけにおいての内容というところをきちんと加味して教育課程を編成していただければというような意味合いで、こちらの説明を追記させていただいているところでございます。以上でございます。

○大日向委員

分かりました。ただ、進学、今それから就職というような二つの道が示されたのですが、実は、海外で勉強するために、あるいは海外に住みながら勉強するために留学する学習者学生を対象にした課程、これはどういう名称の課程になるか分かりませんが、そのような課程では、生活であるとか、地域とのコミュニケーションとかというのは、とても重要な要素だと思いますので発言いたしました。私の理解の整理として発言いたしました。最後のほうには、他の分野に関する教育内容を盛り込むことを妨げないとありますので、実際に課程を編成する際には問題ないだろうと思っております。以上です。

○戸田座長

ありがとうございました。それでは、大変お待たせいたしました。佐々木委員、お願い

いたします。

○佐々木委員

佐々木です。1ページ目に戻ってしまって申し訳ないですが、1ページの1の一番上、1行目、よろしいですか。日本語能力を習得させるという、習得させるという言葉が出てきています。これはもう、ほかのところにもいろいろ出てくるのですが、できれば、この「させる」という表現を全部廃止して、別の言い方にしたいと強く思っています。

習得させるというと、とても同化教育的な印象を与えますので、例えばこの場合だったら、「育成する」と言い換えればいいし、ほかに参考資料2とかにいろいろ出てくるのですが、そこを全部、言い換えを考えましたので、是非お考えいただければと思います。それが1点です。よろしいですか。

○戸田座長

お願いいたします。今の御発言について、事務局いかがでしょうか。お願いいたします。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。佐々木先生が多分後ほど具体的に御提案いただけるという趣旨だと思いますので、その御提案を踏まえてこちらでも考えさせていただきます。ありがとうございます。

○佐々木委員

お願いします。ここではともかく「育成する」を一つ提案しておきます。

それでは、次に5ページを御覧ください。5ページの3の修業期間のところの三つ目の丸です。これの一番下のところですが、「月ごとの偏り」というのがあるのですが、月ごとだけじゃなく、もう週ごと曜日ごとに、設立者のお考えによっては、アルバイトなどを優先して、非常に偏ったスケジュールを組みたいとお考えになる学校さんも今まではありました。そういう学生さんは、これからはそんなには来ない、つまり、何でもかんでもアルバイト優先というような方は来ないと思います。これからの日本というのは。そう稼げる国ではありませんし、もっと皆さん勉強なさると思いますので。

このところ、週ごととか曜日ごとという気持ちも含めて、「週ごと等の偏りが無い」と

いうように、つまり偏りはよくないと、学習上効果が上がりにくいという形にさせていただけるといいと思いました。

○戸田座長

これにつきましてはいかがですか。

○齊藤日本語教育調査官

ありがとうございます。

○戸田座長

では佐々木委員、続けてお願いいたします。

○佐々木委員

7ページの丸が6のところ、四つ目の丸ですけども、これを見ますと、到達目標とか学習時間とか、これは全部学校側が考えるという形になっています。それはもう学期開始時は当然そうですし、修了の目標やなんかも学校が決めておくというのは分かるのですが、途中で適宜、学習者と相談し、共有し、醸成するものだと思うのです。もう毎回学習者は違うわけですから、そこで調整をしていく。

そのときに、その気持ちを込めるために、最後の行ですけど、「また必要に応じて、適宜、学習者と共有し、調整する」と変えてはどうかと思うのです。あとのほうでは割合学習者の意向を入れるという文言が出てくるのですが、ここでも入れておいていただく方が安心だという気がいたします。どうでしょうか。

○戸田座長

いかがでしょうか。事務局はいかがでしょう。

○齊藤日本語教育調査官

検討させていただくに当たって、ほかの委員の方からも御意見をいただければと思います。

○戸田座長

それでは、今の佐々木委員の御発言について、皆様どのようにお考えか、御意見を伺えればと思います。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

ありがとうございます。佐々木委員のおっしゃったことに私も賛成です。文言等は調整いただければと思いますけれども、実際に教育をしていく上で、学習者の様子を見ながら、少しずついろいろなものを修正していくということはとても大事なことだと思いますので、そういったことが求められているのだということを示すことはとても大事だと思います。

今後、この認定を受けた教育機関が、2年、5年、9年と教育を続けていく中で、多分認定を受けたところから、少しずつ教育が修正されて、よりよいものになっていくはずですよ。そういうような、変化して、よりよくなっていくということがいいことなのだとこのことをここで一度確認させていただけると、よりありがたいかと思います。

というのは、一度決めたものと、5年10年たって現地調査とかが入ったときに、違う教科書を使っているね、とかとなってしまうと、本当は、より学生に合わせてやったのに何かかわらず、何か間違っているという評価になってしまうのは、これはおかしいことだとは思っていますので、ある程度変化していくものだというようなことを踏まえて、佐々木先生のおっしゃったようなことが加わると、よりよいのではないかと思います。

このようなこととは違って、単に認定基準をクリアすればいいと考える機関、改善しようとして改悪になってしまうような機関もなくはないと思いますので、その辺のところを今後どのようにウオッチしていったらいいのか、質をまさに担保していくのか、向上させていくのかということは、また別のところで議論する必要はあるかとも思います。まともありませんが、そんな印象を受けました。以上です。

○戸田座長

ありがとうございました。それでは佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

西村委員が今おっしゃったとおりだと思うのですが、今までの教育というのは、安心な、評判のよい既成教材を選択して、それをちゃんと無理のない形に割り振って、それ

をきちっと定着させてという効果的な、効率的な教育が非常に評価されてきたと思うのです。

でも、これからは、本当に個々の学習者に合わせて、個々の学習者の、必ず彼らの一歩上を目指す、それを一緒に伴走するような形でやっていくというような教育が評価されるようになると思います。そういう意味で、何か誤解を招くような、硬直化を招くような文言は避けていただきたいと強く思っています。以上です。

○戸田座長

ありがとうございます。事務局、御検討ください。

それでは、御意見いかがでしょうか。仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

ありがとうございます。参考資料2で、先ほど第23条、特別の課程の話が出ていたところですけども、この部分とか、あとほかのところでも、各課程の呼び方が、今まで就労分野の課程とか生活分野の課程という用語を使ってずっと議論してきたと思うのですけれども、いろんなところが何々のための課程となっていて、このことについて御説明いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○戸田座長

仙田委員、例えば具体的にということがありましたら。

○仙田委員

先ほどの認定基準案、参考資料2の6ページの23条のところに、「就労のための課程又は生活のための課程を置く」という文言がございますけれども、これまで事務局からお示しいただいていた資料は、就労分野の課程、生活分野の課程といったような文言をずっと使ってこられていたと思ひまして、急に変わった印象があるのですが、それは、法令ではこういう言い方になるのかどうかというようなことと、言葉を聞いたときに、「就労のための課程」というのと「就労分野の課程」というのでは意味合いが変わってくるような気がするのです、そこはきちんとしておく必要があるのではないかと思ったので確認させていただきました。

○戸田座長

それでは事務局、これについてお願いいたします。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。法令の担当の審査を受ける課程の中で、教育課程の分野が違うということを法令上どう表現するかというときに、参考資料2はまだ御説明が至っていなかったのですが、この部分だけ説明させていただくと、参考資料2のまず1ページのところに、各課程の種類というのが、第2条というところで、各項に列挙する形で第2条のところに出てきます。

ここはもともと、飛んで条文上にあるとおり、16条第1項の各号に掲げるそれぞれの目的のための課程であるということで書かせていただいている、その16条各号というのが4ページの真ん中ら辺に出てきますけれども、ここは1号から3号まで書かれていますが、何を書いているかという、どういう方がその課程で学んでいるのかということを書いています。

1号のところは、大学への進学だったり、もしくは我が国でこれから就職すること、その他、要は先ほど大日向先生がおっしゃったみたいに、別に進学とか就職以外の目的で来ている方もいらっしゃる、ただそれを具体的に書き下すということが、あまりにもその他の様々な目的があり過ぎるので、一番主な進学・就職ということで書かせていただいている。要は進学を目的、もしくは就職を目的、その他の目的のために我が国で日本語を勉強することを主目的に在留している方というのが1号。第2号のところは、就労する方、している方で、3号のところは、それ以外で我が国に居住して生活している方ということで。

それぞれまず、その1号から3号で、ターゲットとなる外国人がどういう属性の方かというのを書かせていただいた上で、戻りますけれども、1ページの2条のところでは、それぞれターゲットとする方々に必要な日本語能力を身に付けさせるための課程が、それぞれ、今まで3分野と呼んでいた、それぞれの分野の課程であるという書き方をさせていただいています。なので、この2条のところは、全て要は目的とする日本語教育課程という書き方になっている関係上、その「目的とする」を端的に表すと、「ための」ということでその表現を使うということになった次第です。

○戸田座長

いかがでしょうか、仙田委員。

○仙田委員

分かりました。今まで受ける印象と若干違うような気もするのですが、経緯は分かりました。ありがとうございます。

○伊藤課長補佐

さらに少し補足させていただくと、大日向先生に御質問いただいたように、行われている教育の内容で分けようとしてしまうと、留学分野においても就労を内容とした教育とかが行われる可能性もありますので、それでどうしても、ターゲットとしている外国人の属性で書き分ける必要が出てきて、それでこうなったという経緯もございますので、一読しただけだと、そこまで多分世の中には伝わらないのですけれども、背景としてはそういうことがあるということで、御理解いただければと思います。

○戸田座長

いかがでしょうか。御意見をお伺いしたいところですが、よろしいでしょうか。

それでは、私から一つ、2ページの留意点の丸の二つ目について、意見を述べさせていただきます。留意点の丸の二つ目の下から2行目のところですが、先ほど「どのような能力の学習者を求めているか」ということについて御意見がありましたが、その先でございます。「受入れに当たっての基準を明示し、選考を適切に行うことが求められる」となっています。こちらは、この3分野共通した留意点だと思われまますので、ここを生活や就労分野においては、この「選考を適切に行う」というのはふさわしくないのではないかと思います。少し考えてみました。

例えば「対象となる学習者の目的、背景を勘案し、適切に受け入れることが求められる」というようなことではいかがかと思ったのですけれども、これについては、皆様いかがでしょうか。選考を適切に行うというのは、就労、あるいは生活には当てはまらないのではないかと考えたのですけれども、このままでよろしいでしょうか。

○長山委員

私も若干引っかけたのですが、なくもないかなという気はいたしました。一つは、例えば外国人従業員を雇う企業さんから御依頼があった場合に、この人は受け入れませんということは全くあり得ないので、受け入れて、その人の背景をどう理解するかという意味での、最初スタートの部分はありますけれども、それ以外、ノーはないのかとは思いますが。ですので、入れるに当たって、どういう学習内容、教育内容を提供していくのかということでのレベルチェックテストはしますけれども、入試みたいな形ではねるということはありませんので、そこは違和感があると思います。仙田委員も多分、生活者であればなおさら、あなたは来ないでくださいということはありません。

○仙田委員

ないですね。

○戸田座長

仙田委員、いかがでしょうか。何か適切な文言といただけますか。

○仙田委員

最初見たときに、選考という言葉だけを捉えると、「あれ？」という気はするのですが、ただ、レベルチェックとか背景、どういった目的とといったことも含めて、最初の段階でアセスメントするという意味では、何かしらのものが必要だと思いますので。今、適切な、ほかに表現があるかという、すぐに出てこないのですが、そういった意味合いを含めてということであれば、ありかだと思います。

○戸田座長

ありがとうございます。先ほど長山委員も御発言のとおり、受け入れないということではないということですので、その辺のニュアンスが伝わるように、何か表現があればと考えております。以上でございます。

それでは、皆様よろしいでしょうか。大変失礼いたしました。ありがとうございました。

次は、議事（２）その他でございます。参考資料について、事務局より説明をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

それでは、参考資料の説明でございます。最初に資料2のところ、言っていない説明と
いうか、今後の話をするのを失念しておりましたので、資料2を最初だけ見ていただけま
すか。

中身というより、今後のところで、皆様も、最初のところが〇〇〇〇決定になるという
ところが何だろうと思われたかと思います。これは、来年度からの法律の施行に関しては、
認定日本語教育機関、日本語教育機関認定法の関係に関しましては、教育分野に日本語教
育が移管されるということもありまして、その審議会が今、こちら日本語教育はこれまで
文化審議会で行っていただいていた中でありまして、これが来年度からは中央教育
審議会に、国語科というか、文化庁から文科省に移管することと併せて、審議会も中教審
ということに来年からはなるということになります。

こちらの指針につきまして、実はこの参考資料の中にもございますけれども、決定を最
終的にいただくのは、中央教育審議会の、例えば生涯学習分科会というところを想定して
いるのですけれども、そうしたところで最終的には決定をするという手続が今後あるかと
思っております。今後は、もともと立て付け上は、まだ実際に業務が移るのは来年度から
なので、来年度にならないと本来は審議会もできないのですけれども、準備行為という、
事前に、その審議会に必要なことを審議できますよという規定がございまして、今後でき
るように今なったところでありまして、年度末のどこかの段階で、中教審の決定をいた
だいてということになるかと思っております。

ちなみに、その生涯学習分科会、審議会のほうの浜田先生に今入っていただいております
ので、こちらは日本語教育小委員会、そしてこちらのワーキングでしっかり御議論いた
だいたものという形で、一応こちらで認めていただくというような形で進めていただ
ければと考えておりますので、補足をさせていただきました。

続きまして、参考資料でございます。先ほど仙田先生から御意見いただいていたところ
もありましたけれども、例えばワーキングの資料で出していたところから、こういう法令
形式に変えていくところで、若干、教育法令の文言の使い方であるとか、そういったとこ
ろの言葉を変えざるを得ないところがございまして、これまでちょうど今回も、参
考資料の一番最後に、これまでの省令や全てのものをまとめたパワーポイントを用意して
おります。

考え方は、当然その省令のものの考え方と、そうしたパワーポイントを記載というのは、

意図は当然同じでありますので、個々の内容、恐らくこうしたものを基に、今後説明会とかをいろんな方に行っていくわけですけど、意図が変わるというものでは全くありませんので、そしした法令に翻訳をするというのは、言い方が変ですけども、そうしたときに言葉が変わるところはございますけれども、こうした趣旨が変わるものでは全くないということはまず御説明を最初にさせていただければと思います。

参考資料1に戻っていただきたいと思っております、こちらは、来年度からはこちらも、これはまだ案でありまして、文部科学省令として、施行規則というものを省令という形で定めます。認定に関しては、認定基準というものがまた参考資料2にございまして、こちらに関しては、第1章のところに、主に認定日本語教育機関の認定ですね。今、参考資料2です。こちらが認定基準です。

参考資料1に戻っていただきたいと思っておりますけれども、行ったり来たりで恐縮であります。第1章で、これまで主に、ちょうどこれまでの説明の中では認定基準の後に、例えば定期報告であるとか情報公表であるとか、そうしたところの話があったと思っておりますが、実際にこの認定をするに当たって、申請をするところから、実際にどのような例えばことを情報公表していただくとか、実際にどのようなことを定期報告や自己点検でやっていただくかというところが、こちらの第1章に規定をしておるところであります。

別のワーキングで、実践研修機関や養成機関の登録の基準というのも、もう一つのワーキングで検討しておるところですけども、そちらに関しては、説明は省きますけど、第5節、第6節で規定をされております。非常に大部なものでありますけども、こちらが省令案となっております。

もう一つの参考資料2を御覧いただければと思います。こちらがこれまでずっと検討してまいった認定基準であります。こちらですけども、見た感じで、これまでの説明資料と違うような立て付けに見えるところは、法令のルールとしましては、できるだけ量を簡素化するというルールが1点ございまして、こちらは、説明資料は留学と就労、生活を分けて書いていることになっているのですけれども、こちらの省令形式では、まとめるということになっておりまして、そのような書きぶりでありますけれども、説明会とかでは、こうした、先ほどのパワーポイントなどを使って、恐らく留学のことを聞かれる方、就労・生活を聞かれる方は、恐らく結構また違う方が来ることもあるので、それぞれのところで別の、そうした留学用のもの、就労・生活用のものを使いまして資料の説明をするということになってくるかと思っております。

こちらに関しても、文部科学省令ということになりますので、今後、進め方としましては、日本語教育小委員会が月内にありますけれども、こちらも先ほど申し上げた中央教育審議会でお認めをするという手順がございます。その後、官報に公布ということで、何とか年内に公布ができればということで、その後の年明けからの説明会につなげていければと思っております。

参考資料3を御覧いただきたいと思います。こちらですけれども、主にこれまで認定基準の中で自己所有要件の例外であるとか、そうしたところ、あと例えばオンラインの場合の授業のやり方といったところ、実はこちらは文部科学大臣の告示ということで、今、法務省の告示校制度がございますけれども、省令よりも一つ下のランクになりますけれども、法令形式ということで、このような告示で、やや細かい事項になってくるので、こうした事項に関しては告示ということで、これも法令形式で省令と恐らく同じタイミングでお示しをさせていただければと思っております。

参考資料1から3は、法令と言われるものでありますので、どこかのタイミングで官報に公示して公布となると想定しています。

参考資料4であります。参考資料4と5は、こちらは審査における確認事項や、参考資料5は現地調査ということで、これはまさに来年度、実際に認定の審査を行うものになりますので、こちら、実は最初のところに日にちと決定者は空白になっておりますけれども、こちら中教審の名前が最終的には入るはずでありまして、こちらに関しても、これまで、こちらのワーキングでかなり精力的に御議論いただいたということもあります。その結果を踏まえて、中教審で最終的にお決めをいただくというプロセスが年度末までの間に行いたいと思っております、できるだけ早くこちらをそうさせていきたいと思っております。

こちらに関しましても、これまでの御議論を踏まえて、今、参考資料4と参考資料5という形でまとめさせていただいております。

最後に参考資料7を御覧いただきたいと思います。今までの省令であるとか、認定基準であるとか、告示であるとか、審議会決定事項とか様々なものをまとめさせていただいたものがこちらになりまして、こちらは、これまでと少し違うのは、条文の番号であるとか、あとは、どのようなところで記載をしているかということで、実際のところ省令事項で書くものであったりとか、審議会決定事項で決まってくるものとか、様々な段階に分けて決まってくるものがあるので、そちらが分かるように書いております。

具体的に申し上げますと、スライドの5枚目を御覧いただきたいと思いますが、一番上に、例えば設置者の要件でありますけれども、一番上のところに法律の条文番号を書いて、その下、例えば「経済的基礎を有すること」というところ、一度御議論いただいたと思いますが、点線で書いてありまして、点線は今の審議会の確認事項になってくるようなところでありまして、どのようなところに実際にこういう項が入ってくるかというのを、ある程度段階で分かるようにしながらということで、このような資料を作っております、実際に説明会などをしていくときなどにも活用していければと考えております。

今後の話を若干させていただくと、文化庁では、まず来年、申請を少しずつもう動き出してくるという時期でありますので、こうした決定事項を踏まえた、申請のための手引のようなものを年末までに作成ができればと考えておりまして、それを基に、年明けからは、申請を特に受けようとする方を対象に説明会をして、実際に何をやればいいのかというのを少しずつ分かっていただけのように努めてまいりたいと思っております、来年度からの法律の施行に向けて進んでいきたいと思っております。説明は以上でございます。

○戸田座長

御説明ありがとうございました。それでは、参考資料につきまして、皆様から御意見を伺いたいと思いますが、先ほど仙田委員からも少しございましたが、参考資料1につきまして、いかがでしょうか。御意見はおありでしょうか。長山委員、お願いいたします。

○長山委員

度々申し訳ありません。この参考資料1については、前にも申し上げたのですが、この学則というところが非常に違和感があるというところと、その学則のところに関連するんですけれども、全体的に学校のイメージ感で言っているのかと思うので、学籍という考え方がベースになってきていて、そこに関する言葉がいろんなところにちりばめられているんですけれども、そういう発想が就労も生活もないので、マッチしないというのが率直なところではあります。

ですので、ページ数で言いますと2ページ目の第1条3項で、学則というのが項目として出てきますけれども、9番目のところ、漢数字の九のところ、第2条の上のところ

ですけれども、ここの規定では、留学の課程を置かない、要するに就労と生活においては第8号における項目を除くとなっているのですが、いっそのこと、第8項と第9項を除くでも、もうありじゃないかと。必要なこと自体は出しているの、それで問題がないのかと思います。

一方で、もしどうしても、何かしらの形で学則みたいなものを作るんだということを、就労でも生活でも求めていくということであれば、第2条の学則に関するところの事項について、例えば漢数字の一の学期という考え方であったり、これは学期は入れないということにいたしましたし、また6項目の入学、退学、転学、休学、卒業ということも、これも学校の制度で、生活・就労ではあまり考えられないという感じがしますので、その学籍的などころでいうと、9条のところも、9条の漢数字の七のところ、定期報告の中に出てきますけれども、卒業した者の数であったり退学した者の数であったりといったところ、これも報告のしようがない。受講者の数は言えるわけですが、それと同じで考えていいのかとか。

10条についても、10条の2のところ、出勤状況並びに担当学級であったりだとか、時間表であったりだとかということが出てくるのですけれども、これも学校的な発想で出てくる言葉じゃないかと思うのですが、これも何を該当させるのかというのが、なじまないというのが正直なところ、学籍的な考え方みたいなどころと、学則の部分というのが合わないのではないかという意見でした。

○戸田座長

今の長山委員の御意見、事務局いかがでしょうか。先回もお話のあったところですが、

○伊藤課長補佐

多分、今具体的に言っていたことのみならず、例えば校地という言い方だったり校舎という言い方だったりとかも含めて、多分そのまま、生活・就労の方に特に読んでいただくと、もっと言うと、もしかしたら留学の日本語学校の方の中にも、学校教育法の学校ではないわけなので、違和感を覚える方々はいらっしゃるかということは思います。なので、具体的に結局何をしてほしいのかということが、各分野の日本語教育機関の方に分かるように、ひな形とかをお示しさせていただいて、その場合には言葉使いも御相談させ

ていただいて、その分野の方が分かる形で、かつ、その分野において定められる内容で定めてほしいということを、具体的にはお示しをしたいと思っております。

○戸田座長

お願いいたします。それは手引でということでしょうか。

○伊藤課長補佐

そうですね。手引で、参考資料として例えばこういう規則をひな形としてお示しするので、それぞれに合わせて、これにならって定めてくださいというような形でお示しを例えばするのかと思っています。ありがとうございます。

○戸田座長

参考資料1についてはよろしいでしょうか。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

第8条ですけれども、「相当な知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう」とありますね。この第三者ですけれども、これは学校側が用意する外部評価委員会のようなものをお考えでしょうか。それとも、客観的な質保証の仕組みを持っている第三者評価機関みたいなものを指すことをお考えでしょうか。

○伊藤課長補佐

今の話ですと、恐らく前者のものは、結局は設置者が自ら設置したものということをおっしゃっているのだとすれば、そうではなくて、後者でおっしゃっていただいた、設置者とは全く関係のない立場の第三者機関を念頭に置いております。ただこの場合には、8条の末尾にありますとおり、努めなければならないということで、努力義務ですので、望ましいとは我々は考えてはおりますけれども、それは事務局で勝手に考えているというよりは、昨年度からやっていた有識者会議の中でも、第三者の評価が本来はあるべきではないかという御指摘もありましたので、それを踏まえてこの条文を入れております。

最終的には、今、認定を受ける機関全機関が受審できるような体制のある審査機関が現状あるかと言われると、必ずしもそうではないと認識もしておりますし、義務ではないと

いうことははっきりとさせておきたいと思います。

○佐々木委員

その点はよく分かっているのですが、ともかくこういう審査とか評価とかということになると、形骸化が一番怖いですよ。形だけ整えているのだけど、中身はないというよう。特に教育の質を見る場合には、非常に中身が重要になってきますので、形骸化が起きないようにということが頭にあるものですから、そういう意味では今伺って安心しました。以上です。

○戸田座長

ありがとうございます。参考資料1について、ないようでしたら、続きまして、参考資料2について、御意見をお寄せください。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

続いてすみません。第4章の日本語教育課程のところですけども、ここに行きますと、もう「させる」、第16条、「させる」というのが連発されているのです。皆さん御存じのように、「させる」というのに許容と強制がありますから、例えば希望する学習者に履修させることができるというのだったら、これが履修を許容する、履修を許すということで、これは結構だと思うのですが、クラスに出席させるとか、単語を言わせるとか、文を繰り返させるとか、習得させるとかいうと、これはもう強制の「させる」のほうになってしまう。

こういう日本語教育機関が学習者を訓練するような印象を与える文言が前面に出た形の基準で認定するということは、求める日本語教育機関像に反するのではないかというのが、私にとって大変心配な点です。ベルトコンベヤーに載せるような、画一的な教育というのは、真の教育ではないわけですから。まして、日本語能力試験N2合格を目指して訓練をするというようなことでは、これからは成り立っていかない。自立した複数言語を使いこなすグローバル人材を育成する教育をみんなで目指そうということなので、なるべく誤解を招くような文言、「させる」というのは、これが法令形式であっても、なるべくここから排除していただきたいというのが願いです。

○戸田座長

これについて皆様はいかがでしょう。私も全体を通してそのように感じましたが、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員

佐々木先生の御発言は、私も全面的に賛成します。日本語教育史をひも解いていくと、その関連からいくと、「させる」というのは今の時代にふさわしくないということ、今日改めてこの文言を読んで感じました。したがって、ここは必ず修正していただきたいということを私からも申し上げたいと思います。

○戸田座長

それでは、参考資料2ですけれども、ほかに御意見いかがでしょうか。長山委員、お願いいたします。

○長山委員

先に、3点あるのですが、2点は言葉の問題で、6ページ目の21条のところの単位時間の記載が、留学のための課程における単位時間は45となっていて、特に就労と生活は単位時間という考え方が出ていない。それは実態に合っているのですが、350時間という積算自体の目安のところに、単位時間45と入れてしまっているのが、何で留学だけが45で、生活・就労は45じゃないのかというのが、若干文章の中で矛盾してしまっているという指摘でした。

それから2点目が、6ページ目の24条の2項の最後の2行目のところですが、生徒の数のところで、修業期間の始期から1年を経過しない間は100人以下とか、それから、その後の3のところでも、修業期間、1年という言葉であったりだとか、課程始期から1年経過みたいなことが出てくるのですが、この1年という単位の取り方自体が、就労・生活のところとどう取っているのかというのが、さっきの学則と学籍に似ている話ですが、出てきてしまうので、ここを何か定義の仕方を、手引のほうでいいと思うのですが、少し工夫をされた方がいいのかと思います。分かりづらいというところでは。

こちらも内容というか言葉的なところでもあるのですが、4ページ目の第16条の2項ですかね。2のところ。「認定日本語教育機関は、一定以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる云々」とありますけれども、これは自立して日本語を理解し、使用することができる水準というのはよく分かるのですが、これに高度と入れる必要が、というか、これまでの言葉でどこかで出てきたのかというのが若干気になったのですが、これはどこから。もともとあった言葉でしょうか。

○戸田座長

事務局、お願いいたします。その点をまず。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。これは、要は、言いたいのは、B2を指したくて書いているのですが、ただ、これまでの日本語教育の参照枠とかと違った言葉になっているのは、あれは審議会の文章だったので、法令に直すときに調整した結果、こういう言葉になっています。ただベースにあるのは、自立した言語使用者がBのレベルになるわけですが、その中で、Bの中の上のクラスというかレベルであるということ表現するために「高度」というものが冠されていると。これが外れると、B1になるということに、法令上は、なったというものでございます。

○長山委員

だとすると、ここは留学に限定されるという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

はい、そうなります。ただし書がございまして、留学を置かない場合は、これこれこれこれをもって足りるということになっております。

○長山委員

そうですね。どうも失礼しました。分かりました。

○戸田座長

それでは、長山委員の先ほどの単位時間と時間についてはいかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

○伊藤課長補佐

私が追えていなくて、どの部分を御指摘いただいたかというのが、私は追え切れなかったのですが。

○戸田座長

長山委員、もう一度お願いできますか。6ページになりますか。

○長山委員

失礼しました。6ページ目の第21条のところに、「留学のための課程における一単位時間は四十五分以上とする」とあって、単位時間という考え方が学校的なので、別に就労と生活になくてもいいのですけれども、若干矛盾してしまうのが、指針のほうの一番最後に、350時間の目安となる学習時間の目安の表がありますけれども、ここには、単位時間45分となっているのですね。恐らく350時間の積算は、この表を使っているのです。ここで45分と書いてしまった以上、何か変だと思ってしまう。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。確かに御指摘のとおり、指針のほうの別表に、これを書く必要は多分ないと思いますので、そちらを削除させていただこうかと思えます。

○戸田座長

長山委員、よろしいでしょうか。

○長山委員

大丈夫です。

○戸田座長

では続きまして、参考資料3に移ってもよろしいでしょうか。2でまだおありでしたら

どうぞお願いいたします。

では、参考資料3に移ります。ないようでしたら、参考資料4でございます。

○伊東委員

戸田さん、佐々木先生が手を挙げていらっしゃいますよ。

○戸田座長

申し訳ありません。

○佐々木委員

3でよろしいでしょうか。

○戸田座長

お願いいたします。

○佐々木委員

2 ページ目の第4条を御覧いただけますか。「認定基準第二十五条第二項の規定により、認定日本語教育機関が履修させることができる授業は」とありますけど、別にわざわざ「履修させる」と入れなくても、「認定日本語教育機関の授業形態は」でいいのではないのでしょうか。

それから2のところ、その次の2で、「認定基準第二十五条第四項の規定により云々」で、そのところでも、「履修させる校舎」となっていますが、別に、「当該授業のための校舎以外の場所は」と書けば済むことじゃないかと思います。それから「当該授業を履修させる校舎以外の場所が」と、これも同じことで、「以外の場所は」と書けば済むことじゃないかと思いますので、お考えいただければ幸いです。

○戸田座長

事務局、検討いただけますでしょうか。

○伊藤課長補佐

申し訳ないですけど、法令の用語なので、ほかの教育法規との並びがありますので、なかなか対応は難しいと思いますが、一応、法令担当に相談はしてみますが、参考資料2でいただいた言い回しとかでも、うちの省令だけを変えるわけにもいかない文言がかなりありますので、申し訳ないですけども、多分御期待に沿えない可能性が非常に高いことは申させていただきますけれども、一応相談はさせていただきます。

○佐々木委員

多分そうだろうと思いつつ言うてはいるのですが、ただ、何とか日本語教育からそれを破っていくとか、新しい風を吹かすという、そこを考えていただけませんか。

○戸田座長

是非お願いしたいと思います。

では、参考資料3はよろしいでしょうか。

続きまして、参考資料4でございますが、御意見をいただけたらと思います。

それでは、参考資料5でございます。視察の規定案ということですけども、よろしいでしょうか。

では、次に参考資料7……。

○佐々木委員

参考資料5を。

○戸田座長

お願いいたします。

○佐々木委員

お時間ないところを申し訳ありません。また、壊れたレコードみたいに同じことを繰り返すことになるのですが、2ページ目の8のところ。「審議体の長は」というところで、「あらかじめ提出させ」、「用意させる」とありますけど、これは「提出を求め」、「用意を求めることができる」ぐらいにできないでしょうか。確認ですけども、実地視察というのは、何か問題があるという指摘があったケースを除いて、開設後1年以上たって、教育課

程が完成年度を迎えた頃に行うと考えてよいのでしょうか。

○戸田座長

事務局、お願いいたします。二つの点です。

○伊藤課長補佐

こちらの文章は、必ずしも法令でもございませんので、御指摘を踏まえて修正を考えさせていただきます。ということと、それから頻度というか時期ですけれども、佐々木委員の御指摘のとおり、少なくとも認定後、直後に行くというよりは、一定の運用が行われている状況を見に行くのではないかと考えておりますので、確かにおっしゃるとおり、1年は少なくとも経過したような状況で行くことになるのではないかと考えております。最終的には、ここにありますとおり、実際その視察を今後担当いただく中教審の座長に御相談することになろうと思っておりますけれども、趣旨としてはそのように考えております。

○佐々木委員

分かりました。それと、もう一步突っ込んで言ったら、「適切な指導・助言」を委員は行うわけですけど、「適切な指導・助言」を行える委員2名の質保証ということもお考えいただかなければいけないと思います。つまり、第三者評価による客観的な質保証の仕組みを持っている組織というのは、それなりに、そういう質保証をする委員は研修を行ったり、会合を頻繁に持ったりして、委員の質を保持しているのですね。今回は、数が物すごく増えるので、委員の数もそろえるのが大変だろうと思います。お忙しい方に委員になっていただくなんていうこともあると思うのですが、そこでも見に行く委員がきちっと事情が分かっている、助言などができる方でないと、質保証が形骸化しますので、その辺もしっかり考えていっていただきたいと思います。以上です。

○戸田座長

是非よろしくお願いいたします。

では、参考資料5を終えまして、続きまして参考資料7につきましてはいかがでしょうか。大日向委員、お願いいたします。

○大日向委員

ありがとうございます。これは質問です。4ページ目の日本語教育機関の認定審査手順のイメージ図のところですが、2点ございます。は、先ほど来、佐々木先生がおっしゃられた、1年後にというような事があったので、今これは確認ですが、ここの図によると書面一次審査、その後に実地確認とありますが、これは先ほど来言われたものとは違うということですか、というのが1点目です。

それから2点目が、最後のところです。認定、不認定、継続審査という最終判定の審査の結果が出ると思うのですけれども、この場合の不認定とそれから継続審査の違いと、それからその後、継続審査の場合には、これは次回審査となるのですが、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。以上2点でございます。

○戸田座長

お願いいたします。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。まず、この図で出てくる実地確認であったり、実地審査というのは、先ほどの実地の視察というものとは全く別物です。これは認定の審査のために必要な行為ですので、認定後に行われるものとは別です。

あと不認定と継続審査ですが、まず継続審査というのは、審議会の判断において短期間で修正が可能であろうという判断をされた場合に継続審査となりまして、その場合には、基本的には、次の回の審査に事前相談なしで回ることができると。もちろんその申請者の希望に応じますので、申請者がもういいということであれば、当然審査は行われませんが、希望する限りは、その直後の回の審査に回れると。

一方で不認定ということになった場合ですけれども、その場合、年に2回の申請の機会があるわけですが、ただ、ここに書いてあるとおりに事前相談を必ずしていただくとか、その申請の締切り自体も、場合によってはその直前の審査を受けている方の結果が出た時点ではもう既に間に合わない可能性がかなり高いと思っております。少なくとも事前相談には間に合わないだろうと思いますので、そうすると必然的に、次の審査、直後の審査にはもう回ることはできなくて、少なくとも半年間は指摘を受けた事項について見直しをしていただいて、半年後の申請期間に出していただくことになると思います。

○大日向委員

分かりました。ありがとうございました。

○戸田座長

ほかにかがでしょうか。皆様から御意見がもうないようでしたら、私から1点、この資料7の26ページです。こちらの方が見やすいと思いましたが、26ページの一番下のところ。一行目の真ん中以降、「教員は全て設置者及び校長の指揮命令下で、それらの者と連携して組織的な教育活動に従事する必要があることから、教員と設置者との間にこれを可能とする契約、(基本的には雇用契約が想定される)」となっております、「基本的に」という文言があるものも、指揮命令下でということになりますと雇用契約が想定されると思いますが、あくまでも機関がきちんと管理し、監督の下で教育活動が行われていれば、必ずしも雇用契約でなくてもよいと考えました。私からは以上でございます。

皆様、ほかに言い忘れたところ、もう少しということがありましたら、挙手をお願いいたします。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

ありがとうございました。今の資料の18ページのところで、アカデミック・ジャパニーズの件を少し書いていただいているのですが、そこについて、ここで学部等の基礎科目、それから初年時教養科目というものがこれに該当するという、①に該当するとあるのですが、これは具体的にはどういう授業かというのは、今、例示をしていただくことは可能ですか。

○戸田座長

いかがでしょうか。事務局、お願いいたします。

○伊藤課長補佐

ありがとうございます。例えばということですが、大学で例を出してしまうのですが、例えばアカデミックな論文の書き方なんかを、当然初めて大学に入る学生1年生、1回生とか1年生とかと言いますが、に指導するための授業であったりとか、あとはク

リテカルシンキングと言ったりしますが、論文をどのように読むべきかというような授業なんかも例えば行われたりしますが、例えばそのような授業は、専門の科目とか教育内容そのものを学ぶというよりは、高等教育機関で教育を受けるに当たって必要な言語能力といいますか、そういったものを涵養することを目的にした授業科目であると思いますので、例えばそういったものは該当するのではないかと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。例えば経済の基礎みたいな、そういう授業ではないというイメージでよろしいですか。

○伊藤課長補佐

そうです。今おっしゃったような例だと、それは多分、経済学の知識の習得がどちらかというとメインの授業になると思いますので、そういうことではなくて、あくまで高等教育機関で必要な言語能力、それは必ずしも外国人がということではなくて、高等教育機関で学ぶ者が必要な言語能力を涵養するような授業というのを念頭に置いております。

○西村委員

少し具体的にイメージができたのでよかったですと思います。以前もこれは、例をお示しいただければというお話と、それから認定を取る際に事前に御相談させていただければというお話をさせていただいたのですが、今のようなお話が、この後、手引という言葉が何度も今日出てきていますが、そこでお示しいただけるということだとは思いますが、全体として今まで議論してきたものがこの形で今まとまっているのですが、更にもう少し具体的なものが手引として出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤課長補佐

はい、そのように考えております。その手引の中で、特にQ&Aとかを作りまして、そこで多分この後、もちろん一旦年末までに必要だと思われるものは書かせていただく予定ですが、年明けに説明会等をする中で、さらに我々が想定していなかった具体的な御質問をいただくとしますので、順次、皆様に分かる形で加えていきたいと考えております。

○西村委員

分かりました。そういう手引などを上手にお使いいただいて、理解を深めていくというか、広げていくというか、そういう予定だという、その辺りのことも、是非何かの機会に、そのようにやりますよということを共有いただくと、認定を受けようと思っている者は非常に、それを待って、それをしっかり読み込んで対応していこうと考えるのではないかと思いますので、是非よろしく申し上げます。

○戸田座長

よろしく願いいたします。

皆様、お時間になりましたので……。

○佐々木委員

今のやり取りにもうちょっと加えたいのですが、今、手引の話など、説明会の話など出ましたが、その場合は申請者のことだけ頭に置いてお話しになっていると思うのです。でも、私は是非提案したいのですが、審査する側、審査団に加わる審査委員も、説明を聞いて、同じプラットフォームに立つというか、もっと事情を理解してから書類の審査に当たるということが、教育の質を見る上では大切じゃないかと思うのです。ですから、その審査委員には別のガイドラインがあって、そして申請者には申請者のガイドラインあるということよりも、両方がきちんと事情を理解する、特に審査委員の側が申請する方々のどういう点が問題になっているのか、どういうことを考えていらっしゃるのかというのが分かるような、そういう機会を大切にさせていただきたいと願っています。以上です。

○戸田座長

事務局、是非よろしく願いいたします。

本日これで議事は終了いたしましたので、ワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○齊藤日本語教育調査官

本日のワーキンググループにおいて御議論いただきました内容は、11月24日、10

時からの開催を予定しております、第122回日本語教育小委員会に御報告させていただきます。また、本日がこのワーキンググループの最終回となりますので、最後に、座長を務められた戸田委員より一言御挨拶いただければと存じます。

○戸田座長

ありがとうございます。戸田でございます。今年の6月から開催しております本ワーキンググループも、今回で最終回となりましたので、僭越ではございますが、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、本日まで5回にわたる御議論をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。本ワーキンググループは、今年6月に公布された日本語教育機関認定法に基づき、来年4月より始まる新制度のうち、日本語教育機関の認定基準について議論を進めてまいりました。後半はさらに、教育の水準を確保するための認定日本語教育機関における教育課程の編成の在り方や、審査に係るプロセスについても、有識者である皆様から御意見をいただいたことで、本当に多くの御意見をいただいたことで、多様性を尊重しながら教育の質を保証するという観点において議論が進みました。来年度以降から始まる認定制度が適切に運用され、また、機関の独自性や特徴が生かされた教育が行われていることを期待したいと思います。

日本語教育の転換期となる新制度の創設に向けて、本ワーキンググループにおいて、日本語教育機関における教育課程の議論を担ってまいりましたが、これまでの議論が、日本語教育全体の質の維持・向上に資するものとなり、日本語を必要とする、希望する全ての人が日本語を身に付け、社会生活を円滑に送ることができる日本語教育の環境の充実、そして、多くの日本語教師の方々の活動の意義が広く皆様に認識され、そして活躍を願うばかりです。委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。

本日、少し喉の調子が悪く、お聞き苦しい点があったことをおわびいたします。

○齊藤日本語教育調査官

事務局からは以上です。

○戸田座長

委員の皆様これまでの御協力に重ねて感謝を申し上げ、本日は終了とさせていただきます

ます。これまでありがとうございました。これで、第5回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。

— 了 —